

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

宇 都 宮 大 学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び関係説明会に参加して得た情報等に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するための取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物に関する契約、並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約のうち、①及び⑤について、以下のとおり環境に配慮した契約を締結した。

①電気の供給を受ける契約

基本方針に従って、環境への負荷の低減を優先した契約を締結した。

⑤建築物に関する契約

大規模な改修工事について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式による契約を締結した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する旨の周知を行った。
- 関係機関等における契約状況を参考に環境配慮契約の推進に努めていく。